

平成22年度（第41回）

（財）日本釣振興会 事業計画

釣りをとりまく新たな課題に取り組み、健全な釣りの振興を図る

1. 魚族資源の保護・増殖事業

「魚族資源維持・保全目的の稚魚放流と、青少年の体験放流などを通じて、より多くの人にこの事業の大切さを知って頂く」

- (1) 海面・内水面への稚魚放流活動
「日釣振の放流に対する指針」に沿った放流を行う。
- (2) 稚魚放流活動に関し、県水産試験場や栽培センター及び関係官庁や地方自治体、漁協、釣り団体との連携を強化していく。
- (3) 内水面における産卵床作り及び海面におけるアマモの植栽や「海の森」の知識・技術等を調査・研究し、魚族資源の保護・増殖事業に繋げていく。
- (4) 幼稚園児や小中学生の放流体験をする機会を増やし、地域社会や学校とタイアップして、広く市民と連携をとりつつ放流活動を行う。
- (5) 放流募金箱を設置し、広く釣り人の協力を仰ぐ。
放流の写真や新聞記事を掲示し、釣り人に実績結果を伝える。
- (6) 魚族資源保全の為の啓発活動
 - ① 対象魚の体長制限を定め、キャッチアンドリリースとバーブレスフックの使用を推奨し、長く楽しめる釣りの振興を図る。
 - ② 地域により、著しく魚体が減少している魚種の産卵期の釣り禁止等の具体化を図る。（「海面利用協議会」等にも働きかける）
 - ③ 魚種別バググリミット（魚の持ち帰り数の制限）の推奨

2. 水辺環境の維持・保全事業

「水辺環境の維持保全に取り組み、健全な釣りの振興を通して、日本の美しい水辺環境を次の世代へ引き継いでいく」

- (1) 水辺環境に負荷を掛けないことを目的とした施策の実施
 - ① 水辺環境の維持・保全に向けての啓発活動
 - ・「釣り人宣言」「マナーブック」の配布
 - ・「フィッシング・モラルリーダー制度」の立ち上げ
 - ② 釣り用品のリサイクル及び釣り用品投棄防止のための回収活動
- (2) 水辺美化・再生を目的とした活動
 - ① ゴミの持ち帰り運動、釣り場の後始末運動の推進
 - ② 全国一斉 釣り場清掃デー「水辺感謝の日」（16年目）
統一指定実施日、10月17日（日）。前後一週間を予備日とし、その期間内に清掃活動を行う。
 - ③ 湖底・海底清掃活動の展開（4年目）
支部・行政・団体・漁協・地域社会との連携

3. 釣り教育・釣り普及事業

- (1) J. F. W. (日本つり週間) の開催
青少年及びその家族の健全なるスポーツフィッシングの普及を目的とする。同時に水辺環境維持と釣りマナーの啓発を行う。
- (2) 釣り人育成のための「ジュニア・シニア」釣り教室開催
青少年に魚や釣りに親しんで貰う釣り教室を増やす。
60歳以上のシニアに釣りを体験する教室を実施する。
身障者に釣りを楽しんで貰う機会を設ける。
- (3) 釣りをしたことがない人に対する「体験釣り教室」の開催
新規釣参入者の発掘に向け、初心者釣り教室を開催する。
- (4) 立ち入り禁止港湾における一時開放のためのイベント支援
恒久的な港湾の開放に向け行うイベントの支援をする。
- (5) 釣り大会の後援および賞品の提供
釣り大会・釣り講習会等の釣りイベントに対し、日釣振賞品提供規定に従い、日釣振の賞状、および副賞を進呈し、釣りの振興、マナーの向上に資する。

4. 釣りマナーと安全に対する普及・啓発活動

- (1) 釣りマナーの向上活動の実施
 - ①あらゆる機会を捉え「釣り人宣言」の浸透を図り、実践行動に移す。
 - ②各支部において、イベント開催時、釣りマナーの向上を図る。
 - ③小冊子「すきすきフィッシング」をイベント時に配布する。
 - ④釣に関するルールの紹介及び啓発活動。
- (2) 釣りに行く時の、安全に対する啓発活動
「ライフジャケット着用推進活動」の実施と、安全対策ポスターの掲示

5. 広報・PR活動

- (1) 会報「日釣振だより」・「日釣振事業活動紹介」配布によるPR活動。
「日釣振だより」を年4回発行する。
「日釣振事業活動紹介」パンフレットを年1回配布する。
- (2) フィッシングショーへ出展し、日釣振活動のPRに努める。
横浜・大阪におけるフィッシングショーでの事業活動写真の展示等。
- (3) 日釣振ホームページ及びサポーターサイトの運営。
釣り関連情報の発信基地としてホームページの充実を図る。
- (4) 新聞、雑誌、テレビなどに協力を依頼し、日釣振活動を広報する。

6. 調査・研究事業

- (1) 専門委員会の開催と活性化
- (2) 外部セミナー・会議への専門委員の派遣。
- (3) 釣り振興のための調査研究を専門家に委託する。

7. 組織強化活動

- (1) 「会員及び会費規程」に則り、広く会員を募る。
- (2) 本部・支部共に体系的・効率的な連絡網を構築し、情報交換を密に連携強化に努める。
- (3) 釣り関係団体・環境関係団体・漁業関係団体との交流を図り連携を深める。

8. その他本会の目的を達成するために必要な事項

- (1) 安全で利便性のよい釣り場の確保を目的に、釣り公園、釣り栈橋、河川敷釣り場造成、及び港湾施設の開放等を、関係行政機関に本部・支部連動して要望する。
- (2) 水産庁・環境省・文部科学省ほか諸官庁との情報交換を密にし、遊漁問題の解決と、遊漁行政のレベルアップに繋がる行動を実施する。
- (3) 水産界が推進する魚を食べることによる食育活動に積極的に協力していく。